諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成27年10月23日(平成27年(行情)諮問第626号) 答申日:平成28年10月24日(平成28年度(行情)答申第463号)

事件名:行政不服審査法25条に基づく審理に関して定めた規則の不開示決定

(不存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「防衛省における「行政不服審査法」第25条に基づく審理に関して定めた規則の全て。」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年6月19日付け防官文第9883号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った本件対象文書の不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

本件対象文書がなければ、当該審理の進行に支障をきたすと思われるので、何らかの規則が存在するものと思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「防衛省における「行政不服審査法」第25条に基づく審理に関して定めた規則の全て。」(本件対象文書)の開示を求めるものであり、本件開示請求に該当する行政文書の保有について確認を行った結果、これを保有していなかったことから、法9条2項の規定に基づき、平成27年6月19日付け防官文第9883号により不存在による不開示決定(原処分)を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「本件対象文書がなければ、当該審理の進行に支障をきたすと思われるので、何らかの規則が存在するものと思われる。」として、原処分の取消しを求めるが、本件開示請求を受け、本件対象文書の保有について確認したが、防衛省においては行政不服審査法25条に基づく審理

に関して定めた規則はなく、よって文書も存在しなかったことから原処分を行ったものであり、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成28年9月13日 審議
- ④ 同年10月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「防衛省における「行政不服審査法」第25条に基づく審理に関して定めた規則の全て。」(本件対象文書)の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示決定(原処分)を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めるが、諮問庁は、原 処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保 有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1)諮問庁は、行政不服審査法25条に基づく審理に関して定めた規則が ない旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、諮問庁 における同法に基づく審理手続の運用実態について確認させたところ、 次のとおりであった。
 - ア 行政不服審査法に基づく審理手続は、同法等関連法令及びこれらの 法令を所管する総務省が示した解釈類等に基づき、類似の不服申立事 件における審理手続も参照しつつ、実施している。
 - イ また、諮問庁においては、法に係る処分に対する不服申立てが行政 不服審査法に基づく不服申立事件のほとんどを占めているが、これら の事件については、上記に加え、総務省による参考書式等も参照し、 審理手続を実施している。
- (2) 行政不服審査法に基づく審理手続については、先例や総務省が示した 参考書式等を参照しつつ、同法等関連法令及び総務省が示した解釈類等 に基づき実施しているとの上記(1)の諮問庁の説明に照らせば、防衛 省においては行政不服審査法25条に基づく審理に関して定めた規則は ないとの上記第3の諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえない。
- (3) また、処分庁による本件対象文書の探索の範囲等について、当審査会 事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁は、本件開示請求 のいう「規則」を、省令、訓令等だけではなく、通達、通知等を含むも

のと理解した上で探索を実施したとのことであり、当該探索が特段不十分であったとは認められない。

(4) なお、本件開示請求は、「防衛省における「行政不服審査法」第25 条に基づく審理に関して定めた規則の全て。」の開示を求めるものであ るが、この「規則」を定める主体(以下「規則制定者」という。)につ いては、その文言上、明示されていない。そうすると、上記第3の2の とおり処分庁が規則制定者を防衛省(防衛大臣)であると解釈した点に ついては、防衛省以外に規則制定者が存在する可能性を無視したとの疑 義が生じる余地がある。

そこで検討すると、①行政不服審査法 2 5 条の審理につき、あえて「防衛省における」との文言が付されていること、②防衛大臣を名宛人としつつ、「定めた」という能動態の表現を用いて開示請求を行ったものであることを踏まえれば、本件開示請求の趣旨について、防衛省が制定した規則が対象とされているものと解釈するのが自然であるといえる。したがって、処分庁の上記解釈が妥当でないとはいえない。

なお、異議申立人は、上記の解釈を前提に作成された諮問庁の理由説明書(上記第3)の写しの送付を受けたのに対して何ら意見を提出していないのであり、このことからも、上記の判断に誤りがあったとは認められない。

- (5) したがって、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。
- 3 付言

上記第3の2のとおり、処分庁は、本件開示請求の趣旨について防衛省が定めた規則の開示を求めているものと解釈して対応したものであるが、上記2(4)のとおり、開示請求の趣旨は必ずしも一義的であるとはいえないのであり、そのように開示請求の趣旨に不明確な点があるのであれば、開示請求者への趣旨の確認等を行うのが適当であるから、今後、処分庁においては、開示請求に対する文書の特定に当たり、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、適切な対応をすることが望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有している とは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子